

1908

記録課 長  
副長



編纂掛 丸山

寫字掛 川



長官

副官



事務課長



同課僚員



同 副長

起 案 渡

五月廿日

本課外務三三九号ワツケルト結印親名丸山通

七 奉 發

外出券三百三十三号

精漢二人

ワツケルト

本署義高者軍樂者隊トシテ以存精造用

三三九三

母 直

1908

松坂志三 海軍省 局長 官印

松坂志三 海軍省 局長 官印

松坂志三 海軍省 局長 官印

松坂

十二年五月廿五日

長官

外務卿 松坂

外出券三百四十四号

松坂志三 海軍省 局長 官印

1909

旅順不撤兵志三月廿五日奉島司公二筆昌傳

空物成實付身信料一月我軍有銀五

圓了吉給波化系法政島出通勢也

吉身有共事 長友

吉身有共事

也自來人得來船債及旅順上之望有銀五廿廿六

國吉給波化系在島日 為吉身有中進勢也

二頁西

旅順

1910

三

外出第百四十五号

楊廷國人のフランコとホルト軍需品隊に加入

定約が結ばる軍需品の買入と運送

兵隊の生活と衛生の改善

十二年四月廿二日 長力又

金村尚武

1911

軍費金六万七千九百

軍樂各所ノ下上紳紳の在り

届

軍樂各所ノ下上紳紳の在り  
中、慶約書、年、東、本、係、上、信、作、  
末、外、入、資、六、百、二、十、六、号、と、通、り、少、先、行、  
お、事、年、を、行、乃、備、の、と、も、順、ち、進、め、さ、  
降、約、の、面、で、普、通、り、少、と、う、な、事、業、東、正、と、説、け、  
し、る、と、う、な、説、合、と、も、親、め、な、る、と、も、有、り、申、上、  
四、月、中、に、高、田、中、上、二、季、外、の、下、山、石、等、  
う、心、す、と、國、田、お、事、年、を、行、さ、し、進、め、さ、  
通、信、約、の、行、仍、別、紙、知、り、お、事、年、  
外、入、費、三、百、七、十、九、号

卯、五、ノ、年、富、満

三、百、五、五

毎、二、頁、八、目

1912

海軍卿官印  
十二年五月廿六日

十二年五月廿六日

海軍卿官印

海軍卿官印



海軍卿官印

海軍卿官印

英文別冊綴

1913

エツケルト條約書

三百六十六

1914

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

大日本海軍卿ノ命ヲ以テ海軍大佐林清廉ト日耳曼國軍樂博士「フランス、エッケルト」ト東京ニ於テ取結フ條約左ノ如シ

第壹條

博士「フランス、エッケルト」ハ此條約ニ因リテ全二個年間大日本帝國海軍ノ軍樂教師トシテ傭入ル可シ

第貳條

同氏東京ニ到着セバ其旨本又ヨリ海軍省ニ報知ス可シ然ル片ハ其日ヲ以テ同氏傭入ノ初日ト為ス可シ

第三條

教授ノ時限及ヒ順序ハ主務局長之レヲ定メ此條約中同氏ハ其長官ノ命令ヲ遵守ス可シ



## 第四條

教授ノ時限ハ午前八時ヨリ十一時三十分マテ午後一時ヨリ四時マテトシ總テ六時三十分間タル可シ

## 第五條

同氏其教授ノ事ニ付總テノ建言ハ右局長ニ呈シテ其許可ヲ受ク可シ若シ其許可ヲ受ケサル時ハ決シテ之レヲ施行ス可カラス

## 第六條

同氏若シ日曜日祭日或ハ大日本政府ヨリ布告スル休日或ハ右局長ヨリ同氏ニ許可スル休暇ノ外自己ノ都合ニヨリ其職ヲ勤メサル時ハ其日數ノ給料ヲ引去ル可シ

## 第七條

此條約中同氏ニ日本ノ家屋一字ヲ無賃ニテ貸與シ其緊

要ナル修繕ハ海軍省ニ於テ為ス可シ然レモ同氏ノ好ミ  
ヲ以テ其模様換ヲ為ス時ハ同氏自費ニテ之ヲ辨ス可シ  
食物家具從僕等モ亦同氏ノ自費タル可シ

### 第八條

同氏ノ給料ハ一ヶ月日本貿易銀貨貳百圓トシ始メ海軍  
省ニ報知シタル日ヨリ之レヲ給典シ此條約ノ初月及ヒ  
滿期ノ月ハ其奉職シタル日數ノ給料ヲ授典シ自餘ノ月  
ハ毎月々末ニ其全額ヲ授與ス可シ

### 第九條

同氏日耳曼ヨリ大日本國ニ來航スル船賃及ヒ旅費トシ  
テ日本ノ貿易銀貨ニテ五百九拾六圓ノ金額ヲ海軍省ヨ  
リ領収ス可ク又此條約滿期ニテ本國ニ歸航スルハ其  
船賃及ヒ旅費トシテ右同金額ヲ同氏ニ給典ス可シ

第十條

同氏若シ公務ノ為メ旅行ヲ命セラル、片ハ大日本政府ニ奉職スル歐羅巴人ノ為メニ定メタル旅費規則ニ從テ同氏ニ加俸ヲ給ス可シ

第十一條

同氏此條約中ハ貿易或ハ商業ヲ為ス可カラス又之レニ關係ス可ラス

第十二條

同氏若シ命セラレテ艦船ニ乗組ム時ハ給料ノ外ニ食卓料トシテ日本貿易銀貨ニテ毎月五十圓ノ加俸ヲ領収ス可シ

第十三條

同氏若シ自己ノ都合ニヨリ此條約滿期前海軍省ノ准許

ヲ得テ辭職スル時ハ其日ヨリ同氏ニ給料ヲ授與セス又  
船賃及旅費ヲモ給與セサル可シ

## 第十四條

同氏若シ行状不善ニシテ勤務ニ適セサルカ或ハ過失ア  
ル時ハ此條約ヲ廢シ其日ヨリ給料ヲ授與セス又船賃及  
ト旅費ヲモ給與セサル可シ

## 第十五條

同氏若シ疾病ニ罹リ三個月間其職ヲ執ル不能ハサル時  
ハ其初月ノ給料ハ金額ヲ領収ス可シト雖モ自餘ノ二個  
月ハ半額ヲ給與ス可シ若シ三ヶ月ヲ経テ尚病癒サルト  
キハ此條約ヲ廢シ其日ヨリ給料ヲ授與ス可カラス然レ  
モ前條ニ掲記スル船賃及ヒ旅費ハ之ヲ給與ス可シ

## 第十六條

1921 1920

條字  
後字

此條約中其職務上之傷害受シタル時ハ海軍軍醫ヲ  
以テ治療ヲ為サシメ此條約中其給料ヲ授與ス可シ同氏  
若シ急病ニテ死去スルカ或ハ其他不慮ノ災ニ罹リ死去  
スルハ其遺族ニ其遺産ノ全部ニシテ之ノ遺領事ニ交付シ其日ヨリ此

五位勲等林 清康

フランス、マルセル

ユム、エム、ニール

1921 1920

同氏若シ其職務上ニテ傷害ヲ受ケタル時ハ海軍軍醫ヲ以テ治療ヲ為サレメ此條約中其給料ヲ授與ス可シ同氏若シ急病ニテ死去スルカ或ハ其他不慮ノ災ニ罹リ死去スルハ其屍ヲ最近ノ日耳曼領事ニ交付シ其日ヨリ此條ヲ廢シ給料ヲ授與セサル可シ右之條々雙方堅ク可相守者也

年 月 日

大日本 海軍大佐從五位勲等林 清康

日耳曼 軍樂博士

フランス エッケルト

證人

エム、エム、ベール